

在外被爆者四団体議員懇談 会参加、要請活動を行う



5月11日、在外被爆者四団体の代表が議員懇談開催を期に厚労省や国会議員へ要請活動を行いました。前列左端から韓国原爆被害者協会 白永基会長、同郭貴勲名誉会長、北米被爆者の会 友沢光男代表、ブラジル被爆者平和協会 斉藤やす子会長代理、台湾被爆者の会 陳賜兵事務局長です。さらに、金子哲夫元衆議院議員、市場淳子（韓国の原爆被害者を救援する市民の会会長）です。

在韓被爆者

第60号
2012.7.1

在韓被爆者問題市民会議

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-66-9

ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐

電話 090(4818)7709

郵便振替 00130121355828

(もくじ)

◇ 医療費の上限撤廃を訴える

— 在外被爆者問題議員懇談会を終えて

◇ 韓国原爆被害者協会名誉会長 郭貴勲……………2

◇ 要望書

資料1 韓国原爆被害者協会会長 白永基……………3

資料2 台湾被爆者の会事務局長 陳賜兵……………5

資料3 北米被爆者の会事務局長 友沢光男……………6

資料4 ブラジル被爆者平和協会 森田 隆……………7

資料5 在朝被爆者問題と課題 金子哲夫……………8

◇ 例会・総会の案内……………9

書籍紹介『台湾の被爆者たち』『フクシマを歩いて

— デイアスポラの眼から』……………10

◇ 2012 陝川非核平和大会開催 小田川興……………11

◇ 緊急アピール

原子力基本法の基本方針に「安全保障に資する」

と加える改正案の撤回を求める……………12

市民会議ホームページご覧下さい。

<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>

E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

医療費の上限撤廃を訴える

―在外被爆者問題議員懇総会を終えて

韓国原爆被害者協会名誉会長 郭貴勲



5月11日午前10時半から、衆議院第一議員会館で在外被爆者に援護法適用を実現

議員秘書。厚生労働省は健康局の松岡正樹総務課長、原爆援護対策室の榎原毅室長と黒木補佐ら計4人が出席して答弁しました。

一方、支援側は韓国の原爆被害者を救済する市民の会から市場会長、重大阪支部長、豊永広島支部長、平野長崎支部長、東京の在韓被爆者問題市民会議から小田川代表、及川事務局長をはじめ多くの支援者たち、さらにブラジル被爆者支援の田村和之先生も出席されました。

私たちは前日の打合せ会議で、各国のいろいろな事情はあるが、問題は在外被爆者に対する医療費の支給上限ラインを撤廃させることに焦点を絞って闘うことで合意していました。そのため、各国の要望内容の表現は多少違っても、帰するところは被爆者援護法の適用であり、医療費が日本国内の被爆者と同等に支給されるよう、強く要望しつづけました。

私たちの要望に対して厚生労働省側は終始一貫、各国の医療保健制度が異なるので、上限ラインを外すのは難しいが、高額な医療費を

負担する在外被爆者の問題は対策を研究してみろという、まったく誠意に欠けた答えで気が抜ける思いでした。

しかし有史以来、話し合いで問題が解決した例はありません。私たちはいま大阪と長崎で医療費裁判を闘っていますから、裁判に勝つよう努力するしか残された方法はありません。

終わりにりましたが、現在、韓国原爆被害者協会に登録されている韓国内の被爆者数は2658名です。この中に被爆者手帳のない者が126名おりますから、手帳保持者は2532名ですが、医療特別手当を支給される患者は133名しかいません。療養施設は、慶尚南道陝川郡の原爆被害者福祉会館^①（定員110名）が一つあるだけです。

〔注〕韓国の盧泰愚大統領が90年に来日した際、海部首相が「人道的観点」から40億円の在韓被爆者支援金を表明。陝川の原爆被害者福祉会館はこの「基金」によって96年に完成した。

☆私たちが市民会議から議員懇総会と前日の打合せ会議に参加したメンバーは、ほかに次のみなさんです。

有岡道夫、石川逸子、竹内良男、又重勝彦、山口明子、渡邊峯、河井章子、西田和子

させる議員懇談会（議員懇）総会が開かれました。昨年10月に臨時会合はあったものの、総会を正式に開催したのは久しぶりです。その間、一部の被爆者団体の内部事情などから、声を揃えて日本政府に圧力をかける状況でなかったことが主な理由でした。私は韓国原爆被害者協会の白永基・新会長と参加し、アメリカからは「北米在外被爆者の会」友沢光男代表、また「ブラジル被爆者平和協会」の斎藤やす子会長代理（森田会長の娘）、さらに最近発足した「台湾の被爆者の会」から初めて陳賜兵事務局長が参席。4ヶ国の被爆者代表が勢ぞろいしました。議員懇側は斎藤鉄夫会長を始め、辻元清美事務局長、谷合正明事務局次長、阿部知子議員や多くの

次頁から5月11日に提出した在外被爆者四団体の要望書を掲載します。

日本国内閣総理大臣 野田佳彦 殿

2012年 5月 11日

社団法人 韓国原爆被害者協会

会長 白永基

要 望 書

1945年8月6日と9日、日本の広島と長崎に投下された原子爆弾によって被爆した韓半島出身の被爆者の数は、約7万名であると推算されていますし、その中の4万名程は被爆地で死亡し、生存者3万名のうち祖国に帰国した人の数は、約2万3千名だと言われております。

このような多くの韓国人被爆者の数は日本全体の被爆者数の10%を越える数であるにも拘わらず、14年間も続いた韓日会談で韓国人原爆被害者に対する話は一言半句も出なかったことは、最近の会談文書の公開でも明らかになりました。

祖国に帰った被爆者達は悪性の被爆後遺症と、貧困と社会の偏見や差別のなかで文字通りの草根木皮で飢えをしのぎ、病魔に苛まれながら他界していきました。このような苦境を逃れようと、日本に密航までして手帳裁判を起こした孫振斗の勝利も、厚生省の通達402号で水泡に帰し、最高裁までも勝利しましたが、基本懇（原爆被爆者対策基本問題懇談会）の厚い壁に阻まれて在外被爆者たちの運命は死を待つより打開の道は全く見えて来ませんでした。

失意と飢餓の4半世紀が過ぎた98年10月、「被爆者は何処にいても被爆者だ」と叫びながら大阪地裁に提訴した、郭貴勳の「在外被爆者資格確認訴訟」が高裁まで勝利すると、日本政府が上告を断念し、通達402号を廃止したので、2003年3月1日、被爆してから58年が経ってからやっと在外被爆者達にも援護法が適用されるようになりました。現在韓国内に居住している被爆手帳所持者の数は約2600名で、日本国内の被爆者約22万名の1%を若干越える被爆者の数ですが、こんな僅かな生存者の数は、これまで韓国人被爆者達の生涯が如何に苛酷であったかを雄弁に物語っているのです。日本政府当局は胸に手を当てて、このような歴史的な罪に対して、深々と謝罪し補償すべきではありませんか。

幸にも、韓国の憲法裁判所が私たちの訴えを審議し、昨年8月30日に「被請求人の不作為は違憲である」と判決しました。従って、韓国政府は日本政府に対して再交渉を促しておりますが、日本政府は韓日会談で総ての問題は最終的に解決済みだとの態度で再会談に応じようとしていません。

従って、私たちは以下のように要望致しますので、私たちの要望が実を結ぶように配慮されることを切に望みます。

要 望 事 項

- 一. 日本政府は韓国政府の再会談要求を早急に受け入れ、遅くはなりましたが韓国人被爆者に対するこれまでの罪を深く反省し、謝罪すると共に補償しなければなりません。
- 二. 在外被爆者に対する援護法適用も、医療費においては上限線があつて、上限線以上の高額治療費は自己負担しておりますので、一日でも早く上限線を撤廃して日本国内の被爆者と同等にしてくれるように要望します。
- 三. 在韓被爆者たちの保健医療費の使用現況を見ると、毎年の平均で約38%（約1億5千万円）が使用されず、返却されております。医療費上限制度が撤廃されるまで医療費の返却金を翌年度に繰越して、高齢化と病気による苦痛の中で暮している被爆者達への医療福祉支援になれるよう、その対策を要望致します。
- 四. 402号通達と関連した死亡被爆者（遺族）慰謝料請求提訴者の87.5%が未解決状態で保留中ですので、迅速に和解が進むよう、日本政府の積極的な支援を要望致します。

以 上

要 望 書

2012年5月11日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

台湾被爆者の会

会長 李 龍波 (印省略)

事務局長 陳 賜兵 (印省略)

台湾被爆者の会は、2011年11月5日に、在台湾の被爆者、遺族を会員として発足しました。

台湾の被爆者は台湾全土に点在し18人が被爆者手帳を取得しています。台湾国内での被爆者同士のつながりはほとんどない状況が長く続きましたが、ようやくにして被爆者団体ができることになりました。

台湾の被爆者の特徴は

広島被爆者＝日本軍の特別幹部候補生に志願後、船舶特殊部隊(特攻要員)になった。旧制中学に留学、学徒動員され被爆した。母親が広島出身の日本人で広島在住中に被爆した。戦後、台湾男性と結婚、移住したなどです。

長崎被爆者＝長崎医科大学に留学、卒業後、勤務医として被爆した。長崎の女学校に留学していた。被爆後、台湾人男性、華僑と結婚、移住したなどです。

台湾の被爆者は高齢のために健康状態が厳しい状況にあります。台湾の被爆者の支援をお願いするために次の事項を日本政府に要望します。

記

1. 台湾の被爆者の実態把握のために実態調査を実施してください。
2. 被爆者援護法を日本国内の被爆者と等しく在外被爆者全員に早急に適用してください。

以上

資料3

要 望 書

2012年5月11日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

北米在外被爆者の会（広島・長崎）
North America A-Bomb Survivors Association
(Hiroshima/Nagasaki)
会長 向井 司
代表 友沢 光男

在外被爆者救済に関する要望書

戦後の長きに渡り、われわれ在外被爆者の救済を訴えてきましたが、未だ日本国内の被爆者と同様の救済には至っていません。以下の点において、早急なる解決策を講じて下さるよう、在米被爆者からも強く要望します。

記

1. 現在裁判にて係争中である在外被爆者に対する医療費全額支給を速やかに認め、各国の医療制度及び医療事情を考慮し、医療費支給に関する被爆者援護法を日本国内の被爆者と等しく在外被爆者全員に早急に適応する。
2. 北朝鮮を含む世界各国に居住する在外被爆者全員に対して、在外被爆者援護に関する情報の周知徹底と援護を早急に実施する。
3. 当地の医療機関において、診察までに要する日数および各団体発行における書類作成に要する日数は、日本に比べて時間がかかる。被爆者健康手帳及び手当申請に伴う健康診断書や在住証明書などの有効発行期限を、現行の1ヶ月以内から3ヶ月以内に延長する。
3. 在外では治療が施せない医師団派遣事業のあり方を再検討し、在外被爆者の健康維持に直結するよう改善する。
4. 渡日研修を受けた現地の医師が、未だ当地の被爆者医療に全く還元していない。この事業が在外被爆者の健康維持に直結するよう改善する。
5. 被爆者援護法に明記された福祉事業を在外被爆者に適用させる制度を速やかに構築する。特に、高齢化する在外被爆者に対して、介護保険法に基づく同等の介護支援策を講じるため、在外被爆者においては民間介護保険の購入を支援する。
6. 在外被爆者について被爆者健康手帳申請における証人2名の条件を再検討し、被爆者健康手帳交付基準を見直す。

以上

2012年5月11日

厚生労働大臣 小宮山洋子様

ブラジル被爆者平和協会

会長 森田 隆

私達、ブラジル在住被爆者は、国の勧めでブラジルに移住しました。しかし移住に当たって被爆者かどうかの調査もなく、移住後過酷な現地での生活にも、負けることなく努力してまいりました。

1984年現地事情にもなれ、原爆で被爆したという体の不安を覚えた被爆者が団結して、在ブラジル被爆者協会を設立し、日本に住んでおられる被爆者と同等の健康に対する援護が受けられるよう日本政府に要請行動を始めました。しかし日本の窓口である厚生省は局長通達402号という壁をもうけ、在外の被爆者の要請をことごとくはねつけました。

仕方なく我々在外被爆者は裁判に訴えるしか道がなく、何度も何度も裁判をし、被爆者としての権利を少しずつ勝ち取ってきました。

通達402号は違法であると、最高裁で判決を受けたのは2003年でした。その後も多くの裁判が続けられ、2008年6月11日改正被爆者援護法が成立いたしましたので、在外被爆者に対する援護が大きく前進すると期待しましたが、残念ながらいまだ我々被爆者協会を設立した時望んでいた、日本に住む被爆者と同等の医療援護は認められていません。ブラジルでは協会設立から今日まで28年間、249名の被爆者が会員となっていました。現在生き残っている会員は117名。そのほか会員でない方が10名前後、会員のほぼ50%がなんの援護も受けられず、死亡されたことに厚生労働省の係官はどのような思いをされているのでしょうか。

要望事項

① 被爆者検診の実施

日本では被爆者検診が年2回、希望すれば各種がん健診を含めて4回まで無料で受けられます。国がブラジルの健診施設と契約し、少なくとも年1回の被爆者検診とがん健診を実行し、国内での健診実施機関に支払う費用相当額を被爆者に支給するなどの方法で、在外被爆者が国内と同等の内容の健診を受診できるようにして下さい。ブラジルの場合健診を担当する医師は、HICAREの制度で広島、長崎で研修を受けた医師が約40名います。

② 医療費の日本政府負担

被爆者がよく利用するブラジルの医療機関と契約して、医療費自己負担分を上限を設けずに日本政府が負担するようにして下さい。

③ 医療援護

ブラジルに居住している被爆者についても、日本国内居住の被爆者と同様の医療援護を実施してください。

上記3項目は、我々ブラジル在住被爆者の一番望んでいる問題です、一日も早く解決して下さるようお願い申し上げます。

<「在外被爆者に援護法適用を実現させる会」提出メモ>

2012年5月11日

在朝（朝鮮民主主義人民共和国・「北朝鮮」在住）被爆者問題の現状と 課題

1、 被爆者組織

- (1) 1995年2月2日 「反核平和のための朝鮮被爆者協会」を結成
現在は、「朝鮮被爆者協会」（2010年から）
- (2) 被爆者数 朝鮮被爆者協会発表の調査報告（2007年末）
被爆者数 1,911人 うち生存者 382人（内広島 281人
長崎 101人）

2、 在朝被爆者の現状

- (1) 現在、確認されている被爆者手帳取得者は、1名（1992年原水禁世
界大会参加のため平日時取得）のみ
- (2) 現在 「朝鮮被爆者」 によって現地での聞き取り調査を実施中
- (3) その中で明らかになっていること 健康不安が増大している
- (4) さらに急速に被爆者が、死亡している。

3、 これまでの日本政府の対応

- (1) 2000年3月 小淵総理が朝鮮被爆者協会代表団と面談
- (2) 2001年3月 厚労省、外務省の代表団が現地調査
*報告書は別紙
- (3) 2003年10月 坂口厚労大臣（当時） 「被爆者の問題は、国と国
との問題でなく、日本と被爆者の問題。そこ（在朝被爆者への対応）に
差はない」（国会答弁）
- (4) しかし、在外被爆者が獲得した援護策について、在朝被爆者には、なん
らの通知もしていない
- (5) 現在の政府の対応 2011年7月25日 健康局総務課原子爆弾被爆
者援護対策室・・・「経済制裁との関連で、ビザの発給も困難。さらに例
えば、健康管理手当の支給対象となっても、送金は難しい」（原水禁国民
会議、在朝被爆者支援連絡会の申入れに対して）

4、 課題

- (1) 被爆者援護法の適用が拡大されたが、北朝鮮在住被爆者は、実態上「被

爆者手帳」の取得が困難。

理由：北朝鮮国内での申請ができない。

仮に外国で申請しようとしても出国が、簡単にできないなど

幼い時に被爆した人が多く、被爆の証明が困難

(2) 実態的に「被爆者援護法」の適用から除外されている。そのため「援護法適用」を求めるだけでは、問題の前進は困難

(3) 朝鮮被爆者協会が求めているもの

・基本的には過去の清算による謝罪と補償

・「協会」が、出している被爆者手帳を持つ全ての人を対象として援護の実施

・特に、緊急の医療支援 例えば、「医療センター」の建設など

* 援護法適用が事実上困難な状況では、緊急の課題として人道的立場による支援が求められている

* 手帳の有無に関わらず、在朝被爆者全員に対する補償と支援

(文責：金子哲夫)

◇例会のご案内◇

2011年3月11日の『原発事故』から1年3ヶ月近くになりましたが、いまだ『原発事故』の原因調査が終わっていないのに政府・産業界は、原発の再稼働がないと夏の電力需要を賄いきれないとし、原発の再稼働をもくろんでいます。

『原発事故』の原因究明とともに、今日まで何故50基近くの原発が日本列島に作られてきたのかを知ることも重要です。そこで私たちは歴史に則し振り返ってみようと思います。

今回の例会には『日本の核開発1939～1955 原発から原子力へ』*の著者である山崎正勝（東工大名誉教授）氏をお招きし、「…ドイツでウランの核分裂が公表された1939年から、原子力政策が始まった1955年までの日本の核開発の歴史をたどった…」(はしがき)日本の核開発の歴史をお聞きます。どうぞ皆さまご参加下さい。(*発行所：績文堂出版株式会社)

山崎 正勝(やまざき まさかつ)氏

1944年生まれ、理学博士、1988年東京工業大学教授、現在東京工業大学名誉教授。

共著：『原爆はこうして開発された』青木書店、1990/増補1997年(共著者：日野川静枝)その他多数

日時：2012年7月1日(日)午後2時より

場所：『劇団展望』東京都杉並区阿佐谷南3丁目3-32

電話：03-3391-3814(迷った方は090-4818-7709へ)

資料代：500円

劇団展望地図

南阿佐ヶ谷駅

(東京メトロ丸ノ内線)。駅から徒歩約2分

◇総会のご案内◇

日時：2012年7月1日(日)午後1時より

場所：『劇団展望』東京都杉並区阿佐谷南3丁目3-32

書籍紹介



『台湾の被爆者たち』

(2012年3月14日・長崎新聞社・1500円)

編集・監修 平野伸人

執筆者 在間秀和、向山知・豊永恵三郎・中谷悦子

2011年11月5日、「台湾被爆者の会」(李龍波会長)が台湾・台北市の台北國賓大飯店において設立されました。初の台湾人被爆者団体です。第二次世界大戦終結後66年目であることは「在外被爆者問題」の困難な事情を反映していると言えます。「在外被爆者支援連絡会」共同代表の平野伸人さんが台湾人被爆者の存在を知ったのも近年のことです。

1972年に日本と台湾との国交が途絶えて

いたことも、そのために被爆者支援情報が台湾側へ良く伝わっていなかったことも背景のひとつにあるでしょう。

しかし台湾人被爆者の存在がわかると、平野さんたちは早速行動し存在がわかって18人の台湾人被爆者のうち12人の皆さんを精力的に訪ね面会しての本著は、被爆体験談や台湾人被爆者の現状を伝えつつ「在外被爆者問題」のとりくみの課題を示唆する労作です。

王文其さん。もう90歳を越えています。台湾で内科医院を営む医師ですが、日本に留学し長崎医科大学に在学中の27歳のとき被爆しました。その生死の境をさまよう王さんを助けた日本人たちがいます。王さんは平野さんを通じて『ひとこと言いたい』台湾の被爆者王文其さんを助けてくれた人を探しています」という「恩人を捜すピラ」を作りました。平野さんはそのピラを該当する地区一軒ごとに配り「それはうちです」という人に出会います。このピラは豊富で貴重な資料とともに本書に収められています。このピラを見ると66年という歳月を耐えてきた人たちの顔が浮かんでくるようです。

戦後66年。弁護士在間秀和氏は終章「在外被爆者裁判の到達点」で日本政府の戦争責任、戦後責任をふまえつつ「2011年11月

に至ってようやく『台湾被爆者の会』が結成された誠に残念に失すると痛感する。しかし、この事実は、日本の戦後の戦争被害に対する基本的な姿勢を告発する象徴的事実と思う」と述べています。「根本的課題」は変わりません。(又重勝彦)

徐京植著『フクシマを歩いて
—ディアスポラの眼から—

(毎日新聞社)

韓国の日刊新聞「ハンギョレ」に連載されたコラムをまとめた本書は、「日本の植民地支配と民族分断という外的な力によって離散」させられたディアスポラ(離散者)の眼で見えてきた問題を提示している。

フクシマを歩く著者は、想起する。ナチ・強制収容所から帰還、作家となり、やがて自殺したブリーモ・レーヴィの詩篇、「パット剥ギトツテシマッタ アトノ世界」を詠んだ原民喜の詩、また解放前に死去した詩人、李相和の「奪われた野にも春は来るか」の名詩を。植民地支配と原発災害を同一平面に並べ相対化することは許されるのか、著者は自ら

に問い、百年経った今もなお朝鮮民族全員の生活に決定的影響を与え続けている「併合」と、未来の何世代にもわたって健康と生活に影響を与えつづける両者に共通点を見出す。

著者は、緊急避難準備区域で、「自分の尊厳と自由」を守りたいために、認知症を病む妻と暮らすスペイン学者佐々木孝氏を訪ね、日本政府により正式な学校と認められないため放射線測定器も自前で購入している朝鮮初中級学校を訪ねる。新潟の朝鮮学校で寮生活し、二週間に一度郡山の保護者のもとに帰ってくる子どもたち。夫が日本人の、ある母親に会い、著者は思う。彼女の子どもが通う朝鮮学校は日本社会で敵視あるいは警戒され、しかも「フクシマの子」として生きていくのだ。サッカーが好きな少年には、どんな人生が待ち受けているのか？

関東大震災のあと、大正デモクラシーが息を止められ軍国主義ファシズムの時代が到来したように、東日本大震災が新たなファシズムの呼び水となりだしたのを実感する著者は言う。フクシマを契機に、日朝のひとびとが互いの苦悩に想像力を馳せ、「地上の有力者たち、新たな毒の主人」たちに対する怒りを共有し得るかどうか、問いかけ続けたい、と。(石川逸子)

2012 陝川（ハプチョン）非核平和大会開催 日韓が主軸、活発な発言

小田川興

「ヒバクシャの痛みに共感し、核と放射線の危険から解放された平和な世界をつくろう」と3月23、24両日、「韓国のヒロシマ」といわれる慶尚南道陝川郡で「2012 陝川非核・平和大会」が開かれた。在韓被爆者と2、3世たちの人権と福祉改善に取り組む「陝川平和の家」が中心となり、日韓の被爆2世や支援団体が参加して講演やドキュメンタリー映像や講演、ヒバクシャ証言、在韓被爆者訪問など活発なアピールが行われた。

日本から全国被爆二世団体連絡協議会会長で韓国の原爆被害者を救援する市民の会長崎支部長の平野伸人さん、同市民の会会長の市場淳子さんが参加した。

本市民会議代表として筆者は『脱核』こそが『平和と共生』の道を開く」として次のような趣旨の発表を行い、大会公式資料集にも収録された。

2011年3月11日に起きた東日本大震災による原発災害は、東アジアに平和で安全な

共同体を築くため、日韓が取り組むべき新たな重い課題を浮き彫りにした。とくに日本にとっては明治以来の「富国強兵」策がもたらした在韓被爆者問題をはじめとする植民地被害と、敗戦後の過度な豊かさ追求が行き着いた原発災害という、人間無視と差別助長の歪んだ近代化が生んだ「双子のマイナス」をどう克服するか、という問題である。それは脱原発と非核化を通じてこそ世界平和の道が切り開かれるという「歴史の真実」を陝川大会に参加する私たちに明示している。

脱原発世界会議でも訴え

原発問題や放射能汚染を考える脱原発世界会議（国際NGO「ピースボート」など主催）が1月14、15日、パシフィコ横浜で開かれ、海外約30カ国から100人以上の専門家を含めて延べ1万1千人余りが参加。会場内で筆者と韓国の原爆被害者を救援する市民の会の市場会長が在韓被爆者の実情と問題点を訴えました。

今国会では重要な改正が行われました。緊急アピールが出ていますのでご紹介します

WP7 107J

原子力基本法の基本方針に
「安全保障に資する」と加える改正案の撤回を求める

2012年6月19日
世界平和アピール七人委員会
武者小路公秀 土山秀夫 大石芳野
池田香代子 小沼通二 池内了 辻井喬

衆議院本会議は、先週の6月15日に「原子力規制委員会設置法案」を可決した。この法案は、政府が国会に提出していた「原子力規制庁設置関連法案」に対立して自民・公明両党が提出していたものであり、この日に政府案が取り下げられて、自民・公明両党に民主党も参加した3党案として、衆議院に提出され、即日可決され、直ちに参議院に送られて、この日のうちに趣旨説明が行われたと報じられている。新聞報道によれば、265ページに及ぶこの法案を、みんなの党が受け取ったのは、この日の午前10時であり、質問を考える時間も与えられなかったといわれている。

世界平和アピール七人委員会は、この法案の中に、説明なく「我が国の安全保障に資する」という文言が加えられたことについて、ここに緊急アピールを発表する。

国会議事録はまだ公開されていないが、自民党の資料によれば、「原子力規制委員会設置法案」の第1条には、「この法律は、・・・原子力規制委員会を設置し、・・・国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と書かれている。

我が国の原子力関連の個別の法律は、すべて日本国憲法のもとにある原子力基本法の枠の中で作られている。周知のとおり、原子力基本法の基本方針（第2条）は「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」となっていて、歴代政府は、日本国憲法に抵触しない原子力の軍事利用ができないのは、この法律に抵触するからだとしてきた。

しかし、「我が国の安全保障に資する」という文言は、わが国の独立に脅威が及ばぬように、軍事を含む手段を講じて安全な状態を保障することに貢献すると読む以外ない。このことに気が付いたためと思われるが、今回衆議院を通過した「原子力規制委員会設置法案」の附則第11条は、原子力基本法の一部改正にあてられている。

それによると、原子力基本法の基本方針に、第2条2を追加し、「2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」と改定するというのである。「我が国の安全保障に資することを目的として、安全の確保を行う」という文言は何を意味するのであろうか。具体的になにを行おうとするのか全く理解できない。

国内外からのたびかさなる批判に耳を傾けることなく、使用済み核燃料から、採算が取れないプルトニウムを大量に製造・保有し、ウラン濃縮技術を保持し、高度なロケット技術を持つ日本の政治家と官僚の中に、核兵器製造能力を維持することを公然と唱えるものがあること、核兵器廃絶への世界の潮流に反して、日本政府が米国に対して拡大抑止（核兵器の傘）の維持を求め続けていることを思い浮かべれば、原子力基本法第2条の基本方針の第1項と第2項の間に、矛盾を持ち込んで実質的な軍事利用に道を開くという可能性を否定できない。

国会決議によって、平和利用に限り、公開・民主・自主の下で進められてきた日本の宇宙研究・開発・利用が、宇宙基本法の目的に、「わが国の安全保障に資すること」を含めることによって、軍事利用の道を開いたことを忘れることもできない。

さらに、「基本法」は憲法と個別法の間であって、個別法より優先した位置づけがされていることを考えれば、個別法の附則によって基本法の基本方針を、討議せずに変更することはゆるぎされない。

世界平和アピール七人委員会は、原子力基本法と原子力規制委員会設置法に、何らの説明なく「我が国の安全保障に資する」という表現を含めようとする計画は、国内外から批判を受け、国益を損ない、禍根を残すものと考え、可決にむけて審議中の参議院において直ちに中止することを求める。

連絡先：世界平和アピール七人委員会事務局長 小沼通二
メール：mkonuma254@m4.dion.ne.jp
ファクス：045-891-8386